

令和6年11月25日

神奈川県知事 黒岩祐治 様

一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会

会長 杉村 豊



令和6年度最低賃金上昇に伴う契約金額変更等のお願い

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、当協会の運営や事業活動の推進につきましては、日ごろから、ご指導、ご支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

私たちは、ご契約いただいている業務について、必要な技術と技能を習得させた作業員を配置し、施設の衛生的で快適な環境と安全を提供させていただいておりこれにかかる人件費が70%以上を占めております。

売上げが長年にわたりほとんど変わらない中で、毎年、最低賃金（以下「最賃」という。）の見直しに伴い年々増加する人件費を他の費目を転用して支払うように努めておりますが、収益率が2%以下まで低下し、低賃金のため労働力の確保も難しく、業務の遂行にも影響してきております。

内閣官房及び公正取引委員会の連名で令和5年11月29日に発出されました、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）においても私たちビルメンテナンス業は最も労務費への価格転嫁が進んでいない業種と指摘されました。

この指針では、発注者と受注者それぞれと双方が採るべき行動と求められる行動が示されており、現場で汗を流している従業員に安心して働ける労働環境および適正な賃金の確保と経営継続のためにも、私たちも自ら行動しなければならないことを自覚し、価格転嫁に向けた自主行動計画「適正価格契約に向けて」を策定しました。

このような状況の中、今年は全国で過去最高の50円（5%）を超える最賃の上昇となり、現在の契約金額では、最賃とそれに伴う社会保険料などの法定福利費の負担を賄いきることは非常に難しく、売上げに対する人件費が3.5%上昇することになり、赤字となる可能性が高くなっています。

また、令和6年4月19日の閣議決定で示された「令和6年度中小事業者に

関する国等の基本方針について」の4ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進（2）適切な予定価格にある「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき国土交通省公表の建築保全業務労務単価を用いて予定価格を決定していたとしても落札率によっては、作業員の労務単価が最賃以下となる場合もあり、差額をその他の経費で賄うことから、利益率は減少し、赤字になることも少なくありません。

指針においては、「発注者としての行動③」として「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」、「発注者としての行動⑤」として「受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。」とされています。

また、本年6月に公表された、骨太の方針においては、労務費の適切な転嫁による賃上げは、最重要課題として価格転嫁対策を強化するため、独占禁止法や下請法の執行強化を挙げております。

以上のことから、私たちの苦しい状況にもご理解を賜り、受注者から契約金額変更の申し出があった際には実態を踏まえた誠実な対応をお願いいたします。

あわせて、指定管理者や地方独立行政法人を含む貴県が出資等している団体における契約金額変更につきましても上記趣旨に基づき適切な対応となるようご指導をお願いします。

さらに、令和7年度予算編成に向けては、発注時に建築保全業務労務単価を活用して予定価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費の上昇が見込まれ、ガイドラインでは「年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。」とされていることに加え、「経済財政運営と改革の基本方針2024について（令和6年6月21日閣議決定）」においてもビルメンテナンスを含む「官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。」と定められておりますので、今後の持続的な賃上げの動きを見据えた予算確保をお願いいたします。

<参考資料>

- ・別紙1：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第5号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和5年4月28日）
- ・別紙2：「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会策定）
- ・別紙3：「経済財政運営と改革の基本方針2024について」（令和6年6月21日閣議決定）抜粋
- ・別紙4：「最低賃金額の改定に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について」（令和6年8月29日総行行第405号総務省自治行政局行政課長通知）